

環境情報の利用促進に関する検討委員会（第1回）

議事要旨

1. 日時：平成23年9月27日（火）15：00～17：00

2. 場所：虎ノ門 SQUARE 4階会議室

3. 出席者（敬称略）

（委員）後藤委員長、稲永委員、小野委員、菊池委員、坂上委員、実平委員、庄子委員、竹ヶ原委員、田島委員、泊委員、水口委員（以上11名）

（環境省）正田環境経済課長、猿田環境経済課長補佐

（オブザーバー）金融庁開示課 糸魚川係長

4. 議事

（1）環境経営の普及拡大と環境情報の利用

（2）環境金融の役割と環境情報利用

5. 議事要旨

○会議は公開で行われた。

○環境省より、本検討委員会の目的を資料2,3及び参考資料1に基づき説明。

○田島委員、つづいて Water CSR Japan 内田氏より「企業間取引における取組」を紹介。

○委員の主な意見の概要は以下の通り。

・企業内のデータの収集・集計システムが必要である。中小企業向けには安価なパッケージで統一されたものを提供すれば、データの利用は進むのではないか。（稲永委員）

・その大前提として、データを把握するインセンティブを経営者にどう持ってもらうかが重要。中小企業で効くのはサプライチェーンの取引関係で要請されることだと思う。電機業界では化学物質管理は進んでいるが、CO₂のデータをサプライチェーンで管理しようという動きは出ているか。（竹ヶ原委員）

・現状ではサプライチェーンに遡ってデータを集めることは負荷が高く、LCAで推計をしている。その程度で十分と思っている。（実平委員）

・サプライヤーから直接データを入手し、スクリーニングに使うところまでは至っていない。（田島委員）

・この委員会の使命としては2020年位に環境経営が実現している状態を目指している。前回の委員会では売上高1000億未満の企業についても、サプライチェーンの中でカスケード

式に展開することを考えるべきとした。一方で中小企業も金融機関との関わりがありその中での評価も課題である。（後藤委員長）

- ・大企業向け、プロ投資家向けの情報と金融機関向けの情報が同じでいいのかどうかについては、議論すべき。（水口委員）

- ・サプライヤーから環境情報をいただくにしても、どう評価するかを決めないままに、データ収集が目的化することのないよう十分考慮する必要がある。（田島委員）

- ・評価基準は、何のために評価するのかという目的がないと、つくれない。目的は環境経営の位置づけと関連する話だが、その辺はどのように考えるか。（水口委員）

- ・一緒に取り組んでいくことによって、全体的な日本経済の底上げ、競争力アップにつながるというようなことが可能であれば、議論したいと考えている。（環境省）

- ・国によってエコラベルの基準が全く異なる点は、今後標準化していく必要があると感じた。（小野委員）

- ・エコラベルには基準を統一するものと、差別化しようとするものがあり、後者の標準化には難しい問題がある。（後藤委員長）

- ・B to B間でやり取りされる認証マークと、B to C間の認証マークは、情報の出し方が少し異なる。FSC認証やMSC認証を取り扱っているが、マークを付けただけではその意図が伝わらないのが現状だ。企業としては、もっとかみ砕いた情報を付け、節電など購入者本人のメリットもあわせて見せていく必要もあると感じている。（泊委員）

- ・スコープ3の細かいデータを投資家が全部示して下さいと求めているかという点、必ずしもそうではない。重要性の原則によって少し整理したほうがいい。（菊池委員）

○竹ヶ原委員、つづいて菊池委員より「金融機関における取組」を紹介。

○委員の主な意見の概要は以下の通り。

- ・金融機関が評価基準を公表することによって、自然と重要な情報は集約されてくると思う。このように評価基準をオープンにして世に問うことが、利用促進の一つの手ではないか。（稲永委員）

- ・そういった問題意識は金融機関側にもあるが、ある程度プラットフォームが必要。（竹ヶ原委員）

- ・実験的に、共通項をつくる努力を始めているところ。（菊池委員）

- ・製品の使用時における削減については、どのように評価されるか。（後藤委員長）

・成長性としてのエコプロダクツは評価体系の大きな柱の一つ。優れた企業はスーパーエコプロやハイパーエコプロの基準を持っており、それらを時系列で増やそうという計画を持っている。基準の質を評価し、増やす幅を評価するという評価体系を我々は持っているつもり。評価にあたって環境貢献度を数値化し増やそうという計画を示していただければ、かなり高得点が出るようにしている。（竹ヶ原委員）

・日経225に対するカーボン・イノベーション格付では、評価基準をオープンにした。その結果、格付指標に対するところ苦情は来なかった。（後藤委員長）

・情報開示の促進とともに、情報の出し手に対するフィードバックが中小企業にとっても必要である。またエコプロダクツを同一基準で評価しようとする、電機メーカーの企業グループ内においてもクレームがくる。同じような軸での評価はそういう限界がある。（実平委員）

・実証研究では、環境情報を積極的に開示する企業は資本コストが低いことが明らかになっている。また情報の中身について、CO₂の削減幅が大きい企業のほうが資本コストが低いという結果も出ている。要するに情報開示する意義があること、中身についても市場は評価していることが分ってきている。（坂上委員）

・ファンドの情報開示については、運用報告書等で原則としてファンドの決算ごとに組入全銘柄が開示される。その他の開示については、個社の対応によって多種多様である。月次では組入上位10銘柄程度を開示する社が多い。環境情報の利用ということに関しては、SRIファンド以外のメインストリームの担当者でも、環境に関するオポチュニティ情報やリスク情報を無意識のうちに利用していると思う。（菊池委員）

・自治体の環境情報の利用方法としては、入札参加資格でISO認証を受けていれば加点している。他の自治体の先進的取組が整理されているとより進むのではないか。環境情報の開示例として、温暖化対策の計画書制度がある。300社の排出量の報告が電子ファイルでウェブ上に並ぶ形で、閲覧するのに手間がかかる。どう使われるかまで考えられていないと思う。ここは一つの課題である。（庄子委員）

・評価基準の公表に関して、金融機関が環境情報を利用する際の評価基準が、基準として明確でなくなってきた傾向がある。従来のいわゆるスクリーニングでは評価基準が明確であったが、最近の流れは環境情報を経営と統合して評価をする。そこでは個々の企業によって見る指標が異なるような評価になってくるのではないか。だから評価基準の公表は難しいのかなという感想を持った。またそうなる情報開示の基準も難しい。（水口委員）

○事務局より、報告書骨子案及び今後の進め方を資料 6,7 に基づいて説明。

○委員の主な意見の概要は以下の通り。

- ・環境経営の定義はどうなっているか。（実平委員）
- ・経営の中における環境配慮行動を促進というような捉え方。平成 22 年度の間接報告の発展モデルがあるとするれば、より一歩先へ進んでいただくことを考えている。（後藤委員長）

以上